

■介護情報基盤の施行へ、26年4月を目指し準備を進める方針示す 厚労省

- ・厚生労働省は8日に開催された社会保障審議会・介護保険部会で、介護情報基盤の施行へのスケジュールとして、2026年4月1日を目指して準備を進める方針を示した。国は、システム設計、事業者支援策の構築、自治体システム改修の支援、早急な情報提供などを引き続き行うとして、保険者、介護事業所、医療機関など各関係者・機関に対する準備へのスケジュール（予定）を明示した。
- ・介護情報基盤の施行に向けた「必要な準備」として、介護事業所には、
 - ▽インターネット環境の整備
 - ▽介護情報基盤に接続し、情報を閲覧する端末の準備
 - ▽マイナンバーカードを読み込むカードリーダーの準備
 - ▽閲覧端末のセキュリティ対策などを挙げている。
- ・また、今後の課題として「介護保険被保険者証のペーパーレス化」について検討する必要があるとしている。ペーパーレス化によって、被保険者の資格情報などを格納し、情報を被保険者、保険者、事業所などが活用することで「さらなる業務効率化や利便性向上を図ることが考えられる」と厚労省は期待を寄せている。
- ・介護情報基盤における「本人同意の取得」については、本人確認を「マイナンバーカードを用いることを原則」としている。これにより、「マイナンバーカードを保有していない要介護認定者などへの対応をどのように行うか」などが今後の課題に挙がった。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

第113回社会保障審議会介護保険部会の資料について

令和6年7月8日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41097.html